

新旧対照表

浦安市指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者の指定等に関する規則（平成18年規則第54号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（指定の申請等）</p> <p><b>第2条</b></p> <p>市長は、法第42条の2第1項本文、第46条第1項、第54条の2第1項本文又は第58条第1項の指定をしたときは、指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者指定通知書（別記第1号様式）により、当該指定をした者に通知するものとする。</p> <p><u>2</u> 市長は、法第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項又は第115条の22第1項の申請があった場合において、法第42条の2第1項本文、第46条第1項、第54条の2第1項本文又は第58条第1項の指定をしないときは、指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者不指定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p><u>3</u> 省 略 （指定の更新申請等）</p> <p><b>第3条</b></p> <p>市長は、<u>法第78条の12において準用する法第70条の2第1項、法第79条の2第1項、法第115条の21において準用する法第70条の2第1項及び法第115</u></p>	<p>（指定の申請等）</p> <p><b>第2条</b> <u>法第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項又は第115条の22第1項の申請は、指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者指定申請書（別記第1号様式）により行うものとする。</u></p> <p><u>2</u> 市長は、法第42条の2第1項本文、第46条第1項、第54条の2第1項本文又は第58条第1項の指定をしたときは、指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者指定通知書（別記第2号様式）により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p><u>3</u> 市長は、法第78条の2第1項、第79条第1項、第115条の12第1項又は第115条の22第1項の申請があった場合において、法第42条の2第1項本文、第46条第1項、第54条の2第1項本文又は第58条第1項の指定をしないときは、指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者不指定通知書（別記第3号様式）により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p><u>4</u> 同 左 （指定の更新申請等）</p> <p><b>第3条</b> <u>法第78条の12において準用する法第70条の2第1項、法第79条の2第1項、法第115条の21において準用する法第70条の2第1項及び法第115条の31において準用する法第70条の2第1項の指定の更新（以下「指定の更新」という。）の申請は、指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者指定更新申請書（別記第4号様式）により行うものとする。</u></p> <p><u>2</u> 市長は、<u>指定の更新</u>をしたときは、指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予</p>

改 正 後	改 正 前
<p>条の31において準用する法第70条の2第1項の指定の更新（以下「<u>指定の更新</u>」という。）をしたときは、指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者指定更新通知書（別記第3号様式）により、当該<u>指定の更新</u>をした者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、指定の更新の申請があった場合において、当該申請に係る指定の更新をしないときは、指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者指定不更新通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 省 略</p> <p>（指定の取消し等）</p> <p><b>第4条</b> 市長は、法第78条の10の規定により法第42条の2第1項本文の指定を取り消し、法第84条第1項の規定により法第46条第1項の指定を取り消し、法第115条の19の規定により法第54条の2第1項本文の指定を取り消し、又は法第115条の29の規定により法第58条第1項の指定を取り消したときは、</p>	<p>防支援事業者指定更新通知書（別記第5号様式）により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 市長は、指定の更新の申請があった場合において、当該申請に係る指定の更新をしないときは、指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者指定不更新通知書（別記第6号様式）により、当該申請者に通知するものとする。</p> <p>4 同 左 （変更等の届出）</p> <p><b>第4条</b> 法第78条の5、第82条、第115条の15又は第115条の25の規定による届出は、省令第131条の13第1項各号、第133条第1項、第140条の30第1項各号及び第140条の37第1項に定める事項の変更に係るものにあつては<u>指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者変更届出書（別記第7号様式）</u>により、事業の廃止、休止又は再開に係るものにあつては<u>指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者廃止・休止・再開届出書（別記第8号様式）</u>により、それぞれ行うものとする。</p> <p>（指定の辞退）</p> <p><b>第5条</b> 法第78条の8の規定による指定の辞退は、<u>指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者指定辞退届出書（別記第9号様式）</u>により行うものとする。</p> <p>（指定の取消し等）</p> <p><b>第6条</b> 市長は、法第78条の10の規定により法第42条の2第1項本文の指定を取り消し、法第84条第1項の規定により法第46条第1項の指定を取り消し、法第115条の19の規定により法第54条の2第1項本文の指定を取り消し、又は法第115条の29の規定により法第58条第1項の指定を取り消したときは、</p>

改 正 後	改 正 前
<p>指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者指定取消通知書（<u>別記第5号様式</u>）により、当該指定地域密着型サービス事業者、当該指定居宅介護支援事業者、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定介護予防支援事業者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、法第78条の10の規定により期間を定めて法第42条の2第1項本文の指定の全部若しくは一部の効力を停止し、法第84条第1項の規定により期間を定めて法第46条第1項の指定の全部若しくは一部の効力を停止し、法第115条の19の規定により期間を定めて法第54条の2第1項本文の指定の全部若しくは一部の効力を停止し、又は法第115条の29の規定により期間を定めて法第58条第1項の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者指定停止通知書（<u>別記第6号様式</u>）により、当該指定地域密着型サービス事業者、当該指定居宅介護支援事業者、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定介護予防支援事業者に通知するものとする。</p> <p>（指定等の公示）</p> <p><b>第5条</b> 省 略 （補則）</p> <p><b>第6条</b> 省 略</p> <p><b>別記第1号様式</b> <u>別紙のとおり</u> <b>別記第2号様式</b> <u>別紙のとおり</u></p> <p><b>別記第3号様式</b> <u>別紙のとおり</u> <b>別記第4号様式</b> <u>別紙のとおり</u></p> <p><b>別記第5号様式</b> <u>別紙のとおり</u></p>	<p>指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者指定取消通知書（<u>別記第10号様式</u>）により、当該指定地域密着型サービス事業者、当該指定居宅介護支援事業者、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定介護予防支援事業者に通知するものとする。</p> <p>2 市長は、法第78条の10の規定により期間を定めて法第42条の2第1項本文の指定の全部若しくは一部の効力を停止し、法第84条第1項の規定により期間を定めて法第46条第1項の指定の全部若しくは一部の効力を停止し、法第115条の19の規定により期間を定めて法第54条の2第1項本文の指定の全部若しくは一部の効力を停止し、又は法第115条の29の規定により期間を定めて法第58条第1項の指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、指定地域密着型サービス事業者・指定居宅介護支援事業者・指定地域密着型介護予防サービス事業者・指定介護予防支援事業者指定停止通知書（<u>別記第11号様式</u>）により、当該指定地域密着型サービス事業者、当該指定居宅介護支援事業者、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者又は当該指定介護予防支援事業者に通知するものとする。</p> <p>（指定等の公示）</p> <p><b>第7条</b> 同 左 （補則）</p> <p><b>第8条</b> 同 左</p> <p><b>別記第1号様式</b> <u>別紙のとおり</u> <b>別記第2号様式</b> <u>別紙のとおり</u> <b>別記第3号様式</b> <u>別紙のとおり</u> <b>別記第4号様式</b> <u>別紙のとおり</u> <b>別記第5号様式</b> <u>別紙のとおり</u> <b>別記第6号様式</b> <u>別紙のとおり</u> <b>別記第7号様式</b> <u>別紙のとおり</u> <b>別記第8号様式</b> <u>別紙のとおり</u> <b>別記第9号様式</b> <u>別紙のとおり</u> <b>別記第10号様式</b> <u>別紙のとおり</u></p>

(下線の部分が改正部分)

改 正 後

改 正 前

別記第6号様式 別紙のとおり

別記第11号様式 別紙のとおり

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。